HarmonicaJQ特約

第１条 名称

本カードは、九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）、当社の提携先である株式会社肥後銀行（以下「肥後銀行」という。）、肥銀カード株式会社および株式会社ジェーシービー（以下併せて「JCB」という。）が提携して発行するもので、カード名称はHarmonica JQ（以下「本カード」という。）と称します。

第２条 会員

1. 本特約は、JCB 会員規約（以下「会員規約」という。）、当社が定めるJR キューポ利用規約、肥後銀行が定めるキャッシュカード規定等に関する特約を承認のうえ入会を申し込み、当社、肥後銀行およびJCB（以下総称して「四社」という。）が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、肥後銀行およびJCB が本カードを貸与します。

2. 本特約は本カードの機能、サービスおよび利用方法等について定めるものとします。

3. 本カードの申し込みにあたり、入会申込書および提出いただいた書類は返却いたしません。

第３条 年会費

会員は、当社または肥後銀行に対して、当社または肥後銀行が通知または公表する年会費を支払う場合は、本カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第４条 提供サービスと利用

1. 会員は、本特約、会員規約に定めるクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」という。）、キャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。）、およびJRキューポ利用規約に基づき当社が提供するサービス（以下、「JRキューポサービス」という。）を本カード一枚で利用できます。

2. 当社または肥後銀行（本条においては当社または肥後銀行が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービス（以下「本サービス」という。）、およびその内容については、当社または肥後銀行が書面その他の方法により通知または公表します。

3. 会員は、本サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が会員規約または本サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または、当社または肥後銀行が会員の本サービスの利用が適当でないと合理的に判断したときは、本サービスを利用できない場合があります。

4. 当社または肥後銀行が必要と認めた場合には、当社または肥後銀行は本サービスおよびその内容を変更することがあります。

5. 会員は、当社または肥後銀行が提供する本サービスを受ける場合、四社所定の方法により利用するものとします。

6. 本カードには、JCB のJ-POINTプログラムの提供はありません。

第５条　個人情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除

会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、四社が本カードに関する会員等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで「会員規約（第２章個人情報の取り扱い）」「肥銀カード提携特約」「個人情報の取り扱いに関する重要事項（Harmonica JQ）」に従い取り扱うことに同意します。

第６条　本カードの盗難・紛失等

1. 会員が、本カードを紛失、盗取された場合、本カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、当該事実を肥後銀行およびJCB に届け出るものとします。当社は、JCB からの連携により会員からの連絡を受けたものとします。

2. 前項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続きに従って、JCB はクレジットカード機能の利用を停止し、肥後銀行はキャッシュカード機能を停止し、当社はJR キューポサービスを停止します。四社またはそのいずれかのシステムが休止している間に連絡を受け付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措

置をとります。これは本カードの利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本カードが使用できないことが生じても、四社は責任を負いません。

3. 盗難・紛失等により被る被害については、クレジットカード機能に関しては会員規約が、キャッシュカード機能に関してはキャッシュカード規定が、JR キューポサービスに関してはJRキューポ利用規約がそれぞれ適用されるものとします。

第７条　届出事項の変更・共有

1. 会員が、四社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、すみやかに四社に所定の方法により届け出るものとします。

2. 当該届け出いただいた情報について、四社で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第８条　　利用内容の共有

会員は、当社または肥後銀行が会員に対して本サービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を四社で共有することに、あらかじめ同意するものとします。

第９条　本カードの再発行

1. 本カードの紛失・盗難、破損・汚損および氏名変更等を理由に会員が肥後銀行およびJCB に所定の方法にて届出をすることにより、本カードの再発行の申し出を行い、肥後銀行およびJCB が適格と認めた場合には、本カードを再発行するものとします。

2. 本カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、クレジットカード機能、キャッシュカード機能の利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても四社は責任を負わないものとします。

第１０条　本カードの有効期限

1. 本カードには有効期限があり、クレジットカード機能、キャッシュカード機能およびJR キューポサービスに共通の有効期限です。

2. 本カードの有効期限が到来し、四社が適格と認めた場合には、有効期限を更新した新しいカード（以下「更新カード」という。）を届出住所宛に送付するものとします。

3. 前項の場合において、四社が適格と認めないときは、有効期限をもって会員資格を喪失します。

4. 会員が第７条の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、四社は責任を負わないものとします。

第１１条　本カード利用停止および会員資格の喪失

1. 四社は、会員が本特約、会員規約、キャッシュカード規定、JR キューポ利用規約に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、四社はクレジットカード機能、キャッシュカード機能、JR キューポサービスの一部もしくは全部の利用を停止しまたは会員資格を取り消す（以下「利用停止等」という。）ことができます。

2. 利用停止等の場合には、肥後銀行およびJCB は会員に事前の通知、催告等をすることなく、本カードが利用可能な現金自動支払機や会員規約に定める加盟店等を通じて、本カードの回収をすることができるものとします。

3. 利用停止等に伴って会員に生じる不利益、損害等については、四社は責任を負わないものとします。

第１２条　退会

1. 会員は、退会にあたっては、肥後銀行およびJCB に所定の方法にて届出をするとともに、肥後銀行またはJCB へ本カードを返却してください。

2. 会員の本カード退会と同時に、本カードのキャッシュカード機能も停止します。

第１３条　機能の分離

会員は本カードについて、クレジットカード機能、キャッシュカード機能およびJR キューポサービスのうち単独の機能を他の機能と切り離して解約することはできません。

第１４条　本特約の改定および適用

1. 本特約の改定は、会員規約内に定める条項（会員規約およびその改定）が適用されるものとします。

2. 本特約に定めのない事項については、会員規約、キャッシュカード規定、JR キューポ利用規約、その他当社、肥後銀行またはJCB の定める規約・特約が適用されるものとします。本特約とその他当社、肥後銀行またはJCB の定める規約・特約の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

以上

クレジットカード一体型キャッシュカード「Harmonica」特約（JCB）

2020年4月1日現在

第 1 条（ 本特約の目的）

本特約は、株式会社肥後銀行（以下「当行」という。）、肥銀カード株式会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が発行するクレジットカード一体型キャッシュカード「Harmonica」（以下「本カード」という。）の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

第 2 条（ 本カードの発行・貸与および契約の成立）

1. 本カードは以下のいずれかの場合に発行されるものとし、以下（1）～（4）の、3 社が承認した時点において、この特約の取引に係る契約が成立するものとします。

（1）当行と普通預金取引がある者が、当社およびJCB が別に定める「JCB CARD 会員規約」（以下「クレジットカード規約」という。）および当行IC キャッシュカード規定（以下「キャッシュカード規定」という。）ならびに本特約を承認のうえ、クレジットカード規約第1 条に定義する本会員（以下「本会員」という。）となる旨の申込をするとともに本カードの発行の申込をし、これに対し当行、当社およびJCB（以下「3 社」という。）が承認した場合。

（2）キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかる
キャッシュカードの貸与を受けている者が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本会員となる旨の申込をするとともに本カードの発行の申込をし、これに対し3 社が承認した場合。

（3）クレジットカード規約を承認のうえ当社および JCB 発行にかかるクレジットカードの貸与を受けている本会員が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申込をし、これに対し 3 社が承認した場合。

（4）キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けており、かつクレジットカード規約を承認のうえ当社およびJCB 発行にかかるクレジットカードの貸与も受けている本会員が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申込をし、これに対し3 社が承認した場合。

2. 前項に基づいて発行される本カードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、当行および当社は前項各号による承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとします（以下、本項に基づいて本カードの貸与を受けた者を「一体型会員」という。）。なお、本カード上には、会員氏名・JCB カード会員番号・JCB カードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。

3. 第1 項各号の申込に際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。）が対応する普通預金口座を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の決済口座として届け出るものとします。

第 3 条（ 本カード発行に伴う既存カードの取扱い）

第2 条第1 項（2）～（4）の場合において、一体型会員が本カードの発行前に保有していたキャッシュカードまたはクレジットカードの機能は、それぞれ以下の時点で失効するものとします。

1. キャッシュカード機能の失効：本カード発行日の3 か月後の応答日もしくは一体型会員が本カードを利用した時点

2. クレジットカード機能の失効：3 社が一体型カードを発行することを認めた月の2 か月経過した日以降の当行およびJCB が指定し通知または公表した日

第 4 条（ 有効期限）

1. 本カードの有効期限は、カード上に表示した月の末日までとします。

2.3 社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない会員で、3社が審査のうえ引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。

3. 前項に基づいて更新カードが発行された場合においても、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用した時点で失効するものとします。

第 5 条（ 本カード機能）

1. 一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および当社およびJCB が発行するクレジットカードとしての機能（クレジットカード規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」という。）を、各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。

2. 一体型会員は、現金自動支払機（以下「CD」という。）または現金自動預払機（以下「ATM」という。）において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。

3. 前項の規定に従わず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

4. 本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型カード会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード

提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第 6 条（ 本カードの機能停止等）

1.3 社は、一体型会員と当社およびJCB との間のクレジットカード契約、および一体型会員と当行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。また、これに伴なう不利益・損害等については、3 社の故意または過失による場合を除き、3 社はいずれも責任を負わないものとします。

（1）本カードの再発行のため、一体型会員が、3 社のうちいずれか1 社に本カードを返還した場合。

（2）本カードに関する諸変更手続のため、一体型会員が、3 社のうちいずれか1 社に本カードを送付しまたは預けた場合。

（3）CD またはATM での利用時に、暗証番号相違、CD・ATM の故障等の理由により本カードが回収された場合。

（4）一体型会員から3 社のうちいずれか1 社に対して、その貸与された本カードを紛失又は盗難に遭った旨の届け出があった場合。

2. 一体型会員が本特約またはクレジットカード規約に違反しまたは違反するおそれがあると合理的な理由に基づき判断した場合には、当社またはJCB はクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

第 7 条（ 本カードの取扱い）

1. 一体型会員は、当行および当社より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。

2. 本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行および当社にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用したりして本カードの占有を第三者に移転することはできません。

第 8 条（ 決済口座の変更）

本カードの申込の際に届け出た決済口座は、原則として変更できないものとします。ただし、変更に合理的な理由があると判断される場合には、この限りではありません。

第 9 条（ 届出事項の変更）

1. 一体型会員が3 社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、3 社所定の方法により遅滞なく3 社に届け出なければなりません。なお、キャッシュカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に、また、クレジットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当社およびJCB 所定の方法により遅滞なく当社およびJCB に届け出るものとします。

2. 前項のうち氏名の変更があった場合においては、一体型会員は本カードを3 社のうちいずれか1 社に返還するものとします。なお、この場合には、第12 条所定の再発行手続がとられるものとします。

第 １０ 条（ 紛失・盗難の届出）

一体型会員は、本カードを紛失した場合および盗難された場合には、当該紛失または盗難の事実を当行に届け出るとともに、当社またはJCB のいずれか一方に届け出るものとします。

第 １１ 条（ 本カードの紛失・盗難による責任の区分）

本カードの紛失・盗難に関する規定については、キャッシュカード機能についてはキャッシュカード規定に、クレジットカード機能についてはクレジットカード規約によるものとします。

第 １２ 条（ カードの再発行）

1.3 社は、本カードの紛失・盗難・破損・汚損、または氏名の変更等の理由により一体型会員が希望した場合は、3 社が審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、一体型会員は、当行および当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当

行および当社が別途公表いたします。（ただし、氏名の変更による再発行の場合を除きます。）なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しないことがあります。

2. 一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を希望する場合には、当該一体型会員が所持する本カードを3 社のうちいずれか1 社に返還するものとします。

第 １３ 条（ カードの返還および単機能カードの発行）

1. 一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、3 社のうちいずれか1 社に本カードを返還するものとし、これに伴なう不利益・損害等については、3 社の故意または過失による場合を除き、3 社はいずれも責任を負わないものとします。

（1）クレジットカード規約所定の事由により当社およびJCB が運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合（一体型会員が任意に退会した場合も含みます）。

（2）一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。

（3）一体型会員が3 社に対し、本カードの利用を取り止める旨の申し出を行い、これを3 社が認めた場合。

2.（1）前項（1）の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード（以下「単機能キャッシュカード」という。）の発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。

（2）前項（2）の場合において、本カードのクレジットカード機能と同様の機能を持つクレジットカード（以下「単機能クレジットカード」という。）の発行を当社およびJCB が認めた場合には、当社およびJCB は当該一体型会員に対し、単機能クレジットカードを発行するものとします。

（3）前項（3）の場合において、単機能キャッシュカードの発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。また同様に、前項（3）の場合において、単機能クレジットカードの発行を当社およびJCB が認めた場合には、当社およびJCB は当該一体型会員に対し、単機能クレジットカードを

発行するものとします。

（4）一体型会員は本項（1）または（3）に基づいて単機能キャッシュカードが発行される場合には、当行に対し当行所定の再発行手数料を、本項（2）または（3）に基づいて単機能クレジットカードが発行される場合には、当社に対し当社所定の再発行手数料をそれぞれ支払うものとします。再発行手数料は当行および当社が別途公表いたします。

第 １４ 条（ カードの回収）

前条第1 項（1）の場合において、3 社はCD またはATM やJCB の加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの期間において、キャッシュカード機能が利用できなくなることに伴なう不利益・損害等については、3 社の故意または過失による場合を除き、3 社はいずれも責任を負わないものとします。

第 １５ 条（ 業務の委託）

1. 当行および当社は本カードの発行に関する業務をJCB に委託することができるものとします。

2.JCB は、前項の業務につきJCB が指定する第三者に委託することができるものとします。

第 １６ 条（ 情報の共有）

1. 一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲において、必要な保護措置を行ったうえで3 社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

（1）会員が、3 社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第9 条第1 項に基づいて3 社のいずれかに対して変更の届出があった場合には、当該届出情報。

（2）第6 条第1 項各号、同条第2 項、第13 条第1 項各号、第14 条記載の事項。

（3）キャッシュカード規定またはクレジットカード規約に違反した事実。

（4）その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断に関わる当該一体型会員の情報。

2. 当行、当社、JCB は、第1 項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

3. 本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲で、当行および当社が JCB に対し、または JCB が再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

第 １７ 条（ 特約の優先適用）

本特約とクレジットカード規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

第 １８ 条（ 特約の改定）

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

3. 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

肥銀カード提携特約

第１条 （名称）

本カードは、株式会社肥後銀行（以下「当行」という。）と肥銀カード株式会社および株

式会社ジェーシービー（以下併せて「JCB」という。）が提携して発行するもので「肥銀カード」（以下「カード」という。）と称します。

第２条　（会員）

本特約および別途JCB の定めるJCB 会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当行およびJCB が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCB がカードを貸与します。

第３条　（年会費）

会員は、当行に対して当行が通知または公表する年会費を支払う場合は、JCB カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第４条　（提供サービスと利用）

1. 当行が提供するサービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。

2. 会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がJCB の定めるJCB 会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当行が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。

3. 当行が必要と認めた場合には、当行はサービスおよびその内容を変更することがあります。

4. 会員は、当行が提供するサービスを受ける場合、当行所定の方法により利用するものとします。

第５条　（会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除）

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、当行が会員等の個人情報（本項（1）に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

（1）当行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。
①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第6 条において会員が届け出た事項
②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
③本カードの利用内容（第7 条において共有する情報）

（2）宣伝物の送付等当行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。）

（3）当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。

2. 会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第 6 条　（届出事項の共有）

会員が、当行またはJCB に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当行またはJCB の一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について当行およびJCB の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第 7 条　（利用内容の共有）

1. 会員は、当行が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた当行商品の優遇サービス等、当行のサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、当行とJCB において共有することに予め同意するものとします。

2. 会員は、JCB が会員に対して会員の当行の取引内容に応じたJCB 商品の優遇サービス等、JCB のサービスを提供する必要がある場合において、会員の当行の取引内容を、当行

とJCBにおいて共有することに予め同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、JCB会員規約に記載の窓口、方法で行うものとします。

第８条　（会員資格の喪失）

会員がJCB の会員資格を喪失した場合は本特約による会員資格も喪失するものとします。

第９条　（JCB 会員規約と本特約の関係）

本特約に定めのない事項については、JCB 会員規約が適用されるものとします。

＜当行お問い合わせ窓口＞
株式会社肥後銀行 コンタクトセンター
0120-1589-86

（TK16120・20260112）

JR キューポ利用規約

（2023 年9 月1 日改定）

(本規約の目的)

第1 条 本規約は、九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、次の各号に定めるサービスの利用者（以下「利用者」といいます。）に対して提供するポイント（以下「JRキューポ」といいます。）の内容及び適用条件などに関する基本的事項を定めたものです。

(1) 当社が、「JR 九州Web 会員規約」などに基づいて提供するサービスの利用者

(2) 当社が、「JR 九州インターネット列車予約サービス利用規約」などに基づいて提供するJR 九州インターネット列車予約サービスの利用者

(3) 当社及び当社が提携するクレジットカード会社が、会員規約などに基づいて発行する「JQ CARD」の利用者

(4) 当社が、「IC カード乗車券取扱規則」などに基づいて発行するIC カード乗車券「SUGOCA」の利用者

(5) 当社が、「JR キューポアプリ会員規約」などに基づいて提供するサービスの利用者

(6) 当社が、「JR 九州エクスプレス予約サービス会員規約」または「スマートEX サービス会員規約」などに基づいて提供するサービス（以下「EX サービス」といいます。）の利用者

(7) 当社が定めるその他の利用者

(適用範囲)

第2 条 JR キューポのサービス内容などについては、本規約の定めるものによります。

2 利用者は、本規約ならびに第1 条の(1)から(6) の規約・規則などに定めていない事項については、当社、当社グループ会社、当社が提携する企業がJR キューポの利用に対して

別途定める規約、特約、規則及び規定など（以下、「利用規約など」といいます。）に従うものとします。

(用語の定義)

第3 条 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 「JR キューポ」とは、本規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。

(2) 「ボーナスポイント」とは、通常付与されるポイント以外に、当社が定める特別の条件下で付与されるポイントをいいます。

(3) 「ポイントチャージ」とは、SUGOCA 用の自動券売機で、JR キューポを使用して、SUGOCA のSF（ストアードフェアカードの機能によりSUGOCA に記録される金銭的価値をいいます。）にチャージすることをいいます。

(4) 「ポイントセンター」とは、利用者へのJR キューポの付与、管理を行うシステムセンターをいいます。

(5) 「加盟店」とは、所定の手続きにより当社が認めた、JR キューポアプリの会員証機能及びクーポン機能などを利用して提供するサービスを利用して商品など（役務またはサービスを含みます。）を販売する者をいいます。

(ポイントの付与)

第4 条 当社は、利用者に対して、次の各号に定めるJR キューポを付与します。

(1) JR 九州インターネット列車予約サービスの利用金額などに応じた付与

(2) JQ CARD によるカードショッピングのご利用金額などに応じた付与

(3) 当社が指定するJR キューポ付与の対象となるSUGOCA のSF 利用及び加盟店における電子マネー利用に応じた付与

(4)JR キューポアプリの利用金額などに応じた付与

(5) 当社が指定するJR キューポ付与の対象となるEX サービスの利用金額などに応じた付与

(6) 利用者の各サービスの利用実績や懸賞・キャンペーンへの応募状況などにもとづいた付与

(7) その他当社が別途定める方法により付与

2 当社はJR キューポ付与対象サービスの利用取消しを行った場合は、JR キューポは付与しません。当社が当該利用に対してすでにJR キューポを付与している場合は、後日JR キューポの減算処理を行う場合があります。

3 付与されたJR キューポの換金、または第三者への譲渡などはできません。

(ポイントの効力)

第5 条 JR キューポは、ポイントセンターで付与処理が完了した時点で有効となり、その日をポイント付与日とします。なお、第4 条1 項の各号に定めるポイントごとに、付与日が異なる場合があります。

2 JR キューポは、付与された日から2 年後の月末まで有効です。有効期限を過ぎたJR キューポは自動的に失効します。

3 利用者が、本規約及び第1 条各号に記載される各サービスの規約などに違反した場合、利用者に付与されているJR キューポは失効します。

(ポイントの照会・合算)

第6 条 利用者は、JR キューポの付与日、付与状況、残高、交換状況、失効予定などについて、当社指定の方法に基づいて照会することができます。

2 JR 九州Web 会員に登録した利用者は、当社サイト、JR 九州アプリ及びJR キューポアプリから当社所定の手続きにより、利用者本人名義のJQ CARD 及び記名式SUGOCA を、各々最大5 枚まで登録することにより第4 条第1 項の各号に基づいて付与するJR キュー

ポの合算、照会が行えます。

3 利用者が、JR 九州Web 会員サービスを退会した場合には、インターネット列車予約サービス及びJR キューポアプリなどの利用に基づいて付与されたポイントはすべて失効し、また利用者本人名義のJQ CARD 及び記名式SUGOCA の利用に基づいて付与されたJR キューポは各々のJQ CARD 及び記名式SUGOCA ごとに個別に管理されるようになります。

4 利用者が、本条第2 項で定めるJR キューポの合算のための登録を解除した場合には、利用者本人名義のJQ CARD 及び記名式SUGOCA の利用に基づいて付与されたJR キューポは各々のJQ CARD または記名式SUGOCA ごとに個別に管理されるようになります。

5 利用者が、本条第2 項で定めるJR キューポの合算のための登録をした状態であっても、JQ CARD または記名式SUGOCA を解約した場合には、各々のJQ CARD または記名式SUGOCA の利用に基づいて付与されたJR キューポは失効いたします。

(ポイントの交換)

第7 条 利用者は、付与されたJR キューポを当社指定の手続きにより、当社が指定する商品・サービスと交換することができます。

2 前項に定める手続きによって一旦交換したJR キューポは、その交換を取消すことはできません。なお、交換により取得するJR キューポは、Web 会員サービス、または交換時に用いた各々のJQ CARD またはSUGOCA へ個別に付与されます。

3 交換した商品・サービスの換金、または第三者への譲渡、販売はできません。

4 交換した商品・サービス、もしくはこれらに関する通知または送付書類などのお届け先は、原則として利用者が当社所定の手続きによって指定した当社に届け出られている自宅住所とし、それ以外の場所をお届け先として指定することはできません。

5 前項の定めるところにより、当社に届けられている事項に関する変更の届出がないために、商品・サービスなどが延着または不着となった場合であっても、通常到着すべきときに利用者に到着したものとみなします。

6 JR キューポを商品・サービスに交換した後に、JR 九州インターネット列車予約、JQ

CARD のカードショッピング、当社が指定するJR キューポ付与の対象となるSUGOCA のSF 利用及び加盟店における電子マネー利用など、JR キューポ付与のもととなった取引の一部、または全部を取消した場合、交換したJR キューポに相当する価額の返還を当社より利用者に対してご請求する場合があります。

(ポイントのSUGOCA チャージ)

第8 条 利用者は、第6 条第2 項で規定するJR キューポの合算対象として予め登録したSUGOCA のSF、または利用者のうちJQ CARD 会員が当社が別に定めるSUGOCA オートチャージ取扱規則第4 条に基づき、オートチャージサービス利用契約を締結した当該オートチャージSUGOCA のSF に、JR キューポをポイントチャージすることができます。なおポイントチャージの取扱はポイントチャージ機能付自動券売機に限ります。

2 ポイントチャージ機能付自動券売機では、前項の規定によらず、利用者が保有するSUGOCA への現金チャージと同時に自動でポイントチャージを行うことができます。

3 JR キューポをSF にポイントチャージする場合は、1 ポイント1 円として換算し、100 円、200 円、300 円、400 円、500 円、1,000 円、2,000 円、3,000 円、5,000 円、10,000 円のいずれかの金額をチャージすることができます。ただし、1 枚あたりのSF 残額は20,000円を超えることはできません。

4 一度SUGOCA のSF にポイントチャージしたJR キューポは、再びJR キューポに戻すことはできません。

5 ポイントチャージ後のSF の取扱いについては、当社のIC カード乗車券取扱規則などに従うものとします。

6 当社は、交換したSF の紛失、盗難などを理由とするSF の再提供及び保証の義務を負いません。

7 交換後のSF の取扱いについては、当社のIC カード乗車券取扱規則及びSUGOCA 電子マネー取扱規則の定めによるものとします。

(ポイントの利用)

第9 条 利用者は第6 条第2 項で規定するJR キューポの合算対象として予め登録したJR キューポアプリの提供するサービスの利用により、当社が別途定める加盟店における商品、役務またはサービスの対価として代金の一部または全部を支払うことができます。

(業務委託)

第10 条 利用者は、当社が指定する委託先（以下「委託先」といいます。）に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。

(1) JR キューポの加減算・利用に関する業務

(2) JR キューポの情報処理・電算機処理に付随する業務

(3) その他、当社が指定したJR キューポのサービスにかかる業務

2 利用者は、当社が前項の委託業務範囲を追加・変更することがあることを、予め承諾するものとします。

3 利用者は、委託先が本条第1 項の業務を行うために必要な範囲で、利用者に関する情報を当社が委託先に提供することを、予め承諾するものとします。

(免責事項)

第11 条 JR 九州Web 会員の会員ID などの漏洩・盗難、または保有するJQ CARD や SUGOCA のSF の盗難・紛失などにより、第三者がJR キューポを不正に使用した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

2 利用者が、オートチャージSUGOCA のSF の盗難・紛失などの際、IC カード乗車券取扱規則第32 条及び第46 条に定める紛失再発行の手続きを行わなかった場合、及び再発行登録を行い当社の使用停止措置が完了するまでの間に、当該SUGOCA のSF へのポイントチャージなどにより生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

3 機器の障害や輸送障害または運営上の都合により、やむを得ず当社が指定するJR キューポ付与の対象となるSUGOCA のSF 利用及び加盟店における電子マネーが利用できないことによって、当該利用に対するJR キューポの付与ができない場合であっても、当社及

び加盟店は一切の責任を負いません。

4 その他、当社の責任に帰すことのできない事由から発生した損害については、当社は一切責任を負いません。

(ポイントサービスの終了、中止、変更)

第12 条 利用者は、当社が、利用者がすでに取得したJR キューポの価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、JR キューポのサービスを終了、中止または本規約を変更することができることを予め承諾するものとします。

2 当社は、JR キューポのサービスの終了、中止及び本規約を変更する場合は、その旨を当社ホームページにて告知しまたはその旨を利用者へ通知するものとし、当該告知、または通知にて指定する期日をもって、JR キューポのサービスの終了、中止、または規則の変更がなされるものとします。

(ポイントサービスの制限、停止、廃止)

第13 条 当社は、運営上の都合や、天災、停電、通信事業者のシステム異常などの不可抗力の発生により、本規約に定めるJR キューポのサービス提供を、予告なく一時的に制限、停止することがあります。

2 当社が前項に基づき、JR キューポのサービスについて一時的な制限または停止を行った場合に、利用者に何らかの損害または不利益が生じても、当社は一切の責任を負いません。

(管轄裁判所)

第14 条 利用者と当社との間で紛争が生じた場合には、当事者間で誠意をもって解決するものとします。

2 利用者と当社との紛争については、福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(規約の発効)

第15 条 本規約は、日本標準時間2023 年9 月1 日から有効とします。

JQ CARD 利用者に関する附則

(定義)

この附則は、JQ CARD 会員に対するJR キューポの提供に関する事項を規定するものです。

(ポイントサービスの変更)

第1 条 JQ CARD 会員は、本規約第6 条に定める当社サイトからのJR キューポの照会・合算のためには、別途JR 九州Web 会員に登録する必要があります。

(JQ CARD の利用に対して付与されたポイントの効力)

第2 条 以下に示す場合、利用者に付与されているポイントは失効します。

(1) JQ CARD 会員が、JQ CARD を退会した、または会員規約などで定められた会員資格を喪失した場合

(2) JQ CARD 会員が、本規約、会員規約など、または当社の規則などに違反した場合

SUGOCA 利用者に関する附則

(定義)

この附則は、SUGOCA 利用者に対するJR キューポの提供に関する事項を規定するものです。

(SUGOCA のSF 利用時のポイント付与)

第1 条 当社は、次の各号に定めるSUGOCA のSF 利用について、JR キューポを当社の定める付与基準に基づき提供するものとします。

(1) SUGOCA で、当社筑肥線下山門・唐津線西唐津間各駅と姪浜接続地下鉄線各駅間相互発着となる区間を自動改札機による入出場を行った場合

(2) 当社が指定するJR キューポ付与の対象となる加盟店で、SUGOCA のSF をSUGOCA 電子マネーとして使用した場合

(3) 当社若しくはIC カード乗車券取扱規則第59 条第2 項に規定する事業者（以下「SUGOCA 事業者」といいます。）が実施する施策などにより定めた条件のもとで、SUGOCA のSF による当社線若しくはSUGOCA 事業者線の利用または加盟店での電子マネー利用を行った場合

2 前項第1 号及び第3 号に基づいてJR キューポを付与する当社線またはSUGOCA 事業者線利用の運賃は、自動改札機で改札を受けて入場及び出場しSUGOCA のSF から減額されたものが付与対象となります。

3 SUGOCA 定期券の有効期間内に券面表示区間内を利用する場合は、JR キューポの付与対象となりません。

4 SUGOCA のSF 利用が次の各号の1 に該当する場合は、ポイントの付与対象となりません。

(1) SUGOCA のSF と乗車券類など（SUGOCA 事業者が発売する乗車券を含みます。）を引き換えた場合。

(2) 自動精算機での他の乗車券類の精算にSUGOCA のSF を使用した場合

5 自動改札機による出場以外の方法によりSUGOCA のSF から運賃を減額する場合、JR キューポの付与対象とならない場合があります。

6 第1 項に定めるもののほか、当社線及びSUGOCA 事業者線ならびに加盟店の利用促進を図るため、当社が別に定めるところによりボーナスポイントを付与することがあります。

7 第1 項及び前項の規定による付与のほか、利用者は、当社とポイント交換の提携を行う事業者で付与されたポイントをJR キューポに交換することができます。

8 JR キューポは、付与対象となるSF 利用があった日の翌々日以降に、ポイントセンターで当該ポイント口座への付与処理を行います。ただし、第1 項第3 号に基づいて付与するJR キューポは付与対象となるSF 利用があった日の4 日後以降に付与処理を行います。

9 当社は、JR キューポの付与基準を予告なく改定することがあります。

(SUGOCA のSF 利用に対して付与されたポイントの効力)

第2 条 次の各号の1 に該当する場合は、当該SUGOCA に付与処理が実施される前のJR キューポを含め、付与されているすべてのJR キューポは無効となります。
(1) IC カード乗車券取扱規則第31 条及び同第44 条に定める払いもどしを行う場合
(2) IC カード乗車券取扱規則第27 条、同第28 条及び同第43 条の規定によりSUGOCA が無効となる場合
(3) SUGOCA 事業者において前各号に準ずる取扱いを行う場合
2 偽造、変造または不正に作成されたJR キューポを使用しようとした場合には、IC 規則第28 条及び同第43 条の定めを準用して、当該SUGOCA はSF 及び定期券部分を含めて無効として回収します。

(SUGOCA 再発行時の取扱い)

第3 条 IC カード乗車券取扱規則第32 条及び同第46 条の規定に基づき紛失再発行の取扱いを行うとき（SUGOCA 事業者において取扱うときを含みます。）ならびにIC カード乗車券取扱規則第34 条及び同第48 条の規定に基づき障害再発行の取扱いを行うとき（SUGOCA 事業者において取扱うときを含みます。）は、再発行前のSUGOCA に付与されているJR キューポの残高は再発行を受けた日の翌々日以降に、再発行したSUGOCA に引き継がれます。

(自動券売機等におけるポイント履歴の確認)

第4 条 JR キューポ履歴は、当社の定めるSUGOCA 用の自動券売機及び当社が別に定める方法により次の各号に定めるとおり確認することができます。

(1) 履歴の内容はJR キューポの付与、交換、失効の取扱い月日、取扱いポイント数とします。

(2) 履歴は、最近の履歴から20 件までさかのぼって表示または印字し、確認することができます。

(3) 次の場合は履歴の確認はできません。
ア 26 週間を経過した履歴
イ 履歴の印字をした自動券売機で、一定時間を経過せずに当該自動券売機により印字し、確認する履歴

2 SUGOCA 用の自動券売機でのJR キューポの履歴確認の取扱い箇所は、最新のSUGOCA ご利用ガイド、印刷物又は当社ホームページによります。

3 第1 項の規定によらず、JR 九州Web 会員が、保有する記名式SUGOCA を本規約第6条第2 項に定める方法によって登録した場合には、JR キューポ履歴はJR 九州Web 会員サイト、JR 九州アプリ及びJR キューポアプリにより次の各号に定めるとおり確認することができます。当該SUGOCA に関するJR キューポ履歴の照会を自動券売機で行うことはできません。

(1) 履歴の内容はお取引内容、お取引詳細、JR キューポの付与、交換、失効の取扱い月日、取扱いポイント数とします。

(2) 履歴は、最近の履歴から23 ヶ月までさかのぼって表示し、確認することができます。

(返品・払いもどし時の処理)

第5 条 当社の指定するJR キューポ付与の対象となる加盟店において、商品の購入時・サービスなどの申込時にJR キューポ付与の対象となった商品・サービスなどの返品、払いもどし、取消しなどを請求する場合は、当該ポイントが付与されたSUGOCA 及び当該商品などに係わるレシート一式を提示しなければなりません。この際、付与されたJR キューポに相当するポイントの差し引きまたは対価の返還を当社より請求する場合があります。

JR キューポアプリ利用者に関する附則

(定義)

この附則は、JR キューポアプリ利用者に対するJR キューポの提供に関する事項を規定するものです。

(JR キューポアプリ利用時のポイント付与)

第1 条 当社は、次の各号に定めるJR キューポアプリの利用について、JR キューポを当社の定める付与基準に基づき提供するものとします。

(1)当社は、JR キューポアプリ利用者の加盟店における会員証機能などのJR キューポアプリの機能の利用により、JR キューポを付与するものとします。

(2)会員証機能の利用によりJR キューポがたまる加盟店、支払ができる加盟店、付与率などについては別途定めるものとします。

(JR キューポアプリ利用者に対して付与されたJR キューポの効力)

第2 条 以下に示す場合、利用者に付与されているポイントは失効します。

(1)JR キューポアプリ仮会員及びLINE 仮会員が、別途定める期間までにJR 九州Web 会員ID 及びパスワードを用いた認証を行わない場合

(2)JR キューポアプリ利用者が、本規約、会員規約など、または当社の規則などに違反した場合

EX サービス利用者に関する附則

(定義)

この附則は、EX サービス利用者に対するJR キューポの提供に関する事項を規定するもの

です。

（EX サービス利用時のポイント付与）

第1 条 当社は、次の各号に定めるEX サービスの利用について、JR キューポを当社の定める付与基準に基づき提供するものとします。

(1)当社は、EX サービス利用者のうち、当社サイトから当社所定の手続きにより、EX サービス会員ID の連携申請を行い、当社がこれを承認した会員に対し、JR キューポを付与するものとします。

(2)JR キューポの付与対象となるEX サービスの利用区間及びJR キューポの付与率などについては別途定めるものとします。

(EX サービス利用者に対して付与されたJR キューポの効力)

第2 条 以下に示す場合、利用者に付与されているポイントは失効します。

(1)EX サービス利用者が、本規約、会員規約など、または当社の規則などに違反した場合